

令和2年度 6月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年6月30日(火) 午後3時00分から3時35分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟 3階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
8番 高井利明	9番 原田秀一	10番 松井市雄
12番 鈴木淳子	13番 丸山和秀	14番 渡邊正行
15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 (2人)

7番 高杉隆司	11番 岩野惣市郎
---------	-----------
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第26号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第27号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第28号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実確認に関する照会書について
報告事項	買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>これより6月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、欠席届が提出されております。 7番、高杉隆司委員と11番、岩野惣市郎委員がご欠席です。 なお本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告します。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。 お忙しいところ、6月の定例総会にお集まりいただき、ありがとうございます。 梅雨に入り、今日やっと雨が降りました。もう少し降ってもいいのかなと思います。 農業分野については、皆さんのところは順調に推移しているようです。新型コロナウイルス感染症で不安な部分はありましたが、稲作は順調に生育しているようですし、春に作付けした砂丘地の作物や枝豆も順調です。この先、災害がなければいいと思います。 これからますます暑くなりますが、皆さん、がんばっていただきたいと思います。 新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除され、経済活動が解禁されました。これから経済対策も、ちよつとずつ、盛り上げていきたいと思います。 それでは早速始めさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、2番、本間直一委員、3番、池田一彦委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、議案第26号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、及び議案第27号、農地法第5条許可申請に関する処</p>

<p>事務局</p>	<p>分決定について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>6月総会における許可案件は、内野地区、4条許可1件、5条許可1件、計2件、赤塚地区、5条許可1件、黒埼地区、4条許可1件、全地区合計4件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>4ページ、議案第26号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、1号、内野地区です。所在は西区内野町で畑1筆251㎡について、貸露天駐車場敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>2号、黒埼地区です。所在は西区金巻で畑1筆67㎡について、露天資材置場とするものです。既存敷地の拡張で1,660.19㎡が土地利用面積となります。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。</p> <p>次に、5ページ、議案第27号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、1号、内野地区です。所在は西区内野町で、畑1筆363㎡について、使用貸借により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。議案第26号第1号案件の隣接敷地となっています。調査委員会案件です。</p> <p>2号、赤塚地区です。所在は西区中権寺で、畑1筆723㎡うち244.08㎡について、使用貸借により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (9番)</p>	<p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第26号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件、議案第27号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件、合計3件です。</p> <p>4ページは、農地法第4条許可申請です。1号は内野地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p>

	<p>申請地は西区内野町で、市街化調整区域内の畑1筆、合計251㎡自己転用する案件です。</p> <p>申請理由は、申請人が自己の所有農地を貸露天駐車場とするためです。</p> <p>申請地について6月12日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所および面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>事務局から、造成工事費の記載が0円である理由について説明を求め、代理人から、手持ちの資材を使用し、木柵と区画線を自前で施工する計画で、費用はかからないとの回答がありました。</p> <p>申請地は河川と市街化区域に囲まれた第3種農地で、農地転用許可基準 エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>5ページは、農地法第5条許可申請です。</p> <p>1号は内野地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は内野町で、市街化調整区域内の畑1筆、363㎡を使用貸借する案件です。</p> <p>申請理由は、譲受人が祖母の所有農地を借り受け、個人住宅建築敷地にするためです。</p> <p>なお、本申請地と先に調査した4条申請地は、1筆の農地をそれぞれの用途に合わせて分筆したものです。</p> <p>申請地について6月12日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明が</p>
--	--

	<p>ありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所および面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は河川と市街化区域に囲まれた第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、事前着工の禁止、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号は赤塚地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>所在地は西区中権寺で、市街化調整区域内の畑3筆、合計723㎡のうち244.08㎡を使用貸借する案件です。</p> <p>申請理由は、譲受人が父の所有農地を借り受け、個人住宅建築敷地にするためです。</p> <p>申請地について6月12日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から、申請地の場所および面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は宅地と段差がある地形に囲まれた既存集落内の第3種農地で、転用許可基準 エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、事前着工の禁止、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
--	--

<p>第2地域調査委員長 (10番)</p> <p>議長</p>	<p>第2地域調査委員会での調査結果をご報告いたします。</p> <p>調査案件は、議案第26号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>4ページは、農地法第4条許可申請です。2号は黒埼地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区金巻で、市街化調整区域内の畑1筆、合計67㎡を自己転用する案件です。</p> <p>申請理由は、自己の所有農地を、自営の建設業に必要な露天資材置場拡張敷地とするためです。</p> <p>申請地について、6月12日に現地確認を行った結果、囲いを設置し、資材置場の一部として使用されていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、無断転用に係る調査を要する旨、説明がありました。</p> <p>申請書に添付された顛末書によると、申請地について、申請人と前所有者の相続人との間で、昭和61年に売買契約をしましたが、農地転用許可を得ておらず、所有権の移転登記がなされないまま20年以上が経過しました。</p> <p>平成24年、時効取得により申請人名義に所有権移転し、資材置場として使用してきましたが、法令の理解不足から無断転用となったと記載されております。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、申請人から申請地の場所および面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、申請人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は宅地と事業用施設に囲まれた第3種農地で、農地転用許可基準 エー(ア)ーbー(a)の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当します。</p> <p>参集委員により協議した結果、無断転用となった経過をふまえ、今回の申請が許可されれば、結果として無断転用が解消されることから、調査委員会としては追認し許可すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明並びに第1地域及び第2地域調査委員長の報告が終わ</p>
--------------------------------------	--

議 長	<p>りました。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第26号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。議案第26号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第26号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第27号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第27号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第27号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第28号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第28号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。</p> <p>今月は両者間による利用権設定がなく、農地中間管理事業による利用権設定のみで、赤塚地区のみです。赤塚地区、契約期間10年のものが3件、田、面積が16,953㎡です。</p> <p>以上、合計も同じく3件、面積が16,953㎡です。</p> <p>8ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。</p> <p>9ページ、議案の内訳です。提案文を読み上げます。</p> <p>「議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年6月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p>

	<p>その下の1号から3号までが新規分の利用権設定で、農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業により、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>次に1号から3号について、補足説明します。13ページです。</p> <p>この1号から3号は、新潟県農林公社が貸人となり、この借人に貸すことになっています。しかしながら、この借人は耕作放棄地を所有していることがわかりました。耕作放棄地は、西蒲区の農地7筆1,321㎡で、平成30年10月31日に贈与により取得したものでした。</p> <p>管轄の西蒲区農業委員会に確認したところ、取得時に耕作計画書の提出があり、まだ作付けしていない状態でしたが、草刈りや除草剤散布など管理しているとのことでした。西蒲区農業委員会としては、本人の他の農地はしっかりと耕作、管理がされていることから、この耕作放棄地も解消の見込みがあると判断しているとのことでした。</p> <p>以上から、全部効率利用要件は満たしていると判断し、農用地利用集積計画に提案します。</p> <p>次の10ページは、定例総会での承認後に農業委員長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は、令和2年7月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第28号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第28号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第28号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、</p>

<p>事務局</p>	<p>農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実確認に関する照会書について、報告事項、買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について、一括して、事務局から説明をお願いします。</p> <p>11ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。</p> <p>この配分計画（案）は、農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けを行う場合には、新潟市農用地利用配分計画の県公告が必要であることから、当該報告事項として説明させていただくものです。</p> <p>11ページが新規分の地区別実績表ですが、今月は赤塚地区のみです。赤塚地区 契約期間10年のものが3件、田、面積が16,953㎡、以上、合計も同じく3件、面積は16,953㎡です。</p> <p>次の12ページが合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表になりますので、説明は省略します。</p> <p>関係農業者は、13ページの1号から3号に記載のとおりです。</p> <p>また、14ページの1号が、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>なお、県の公告は、令和2年8月28日です。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。3ページをお開き下さい。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計18件です。</p> <p>15ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計3件、田畑合計4筆、3,274㎡の解約を受理しました。なお、3号は、議案第26号関連案件となっております。</p> <p>16ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計3件、田畑合計21筆、15,886㎡の相続による届出を受理しました。</p> <p>17ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p>

	<p>届出1件、畑合計8筆、959㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>18ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計8件、畑合計11筆、2,510㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>20ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの2件、転用許可を受けていないもの2件、いずれも非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。</p> <p>20ページ、報告事項、買受適格証明交付済案件に関する農地法第3条許可についてです。所在は西区内野上新町で、畑1筆、265㎡について、関東信越国税局が公売に付したものです。譲受人への適格証明書発行年月日は、平成30年1月31日、売却決定は令和2年4月20日です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>それでは、以上で議事として提案した案件について終了しますが、これまでの議事の中で、委員の皆さんから、何かありませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
議 長 第1地域調査委員長 (9番)	<p>続きまして、委員の皆さんから報告事項等はありませんか。</p> <p>第1地域調査委員会で、追加で協議した議案外の案件を報告します。協議題は、昨年12月、農地法第4条許可取得後に完成した建築物が当初計画と異なった自身が経営する会社の倉庫から、貸店舗に変わっていたため、農地法に違反する行為ではないかとの疑義があり、協議したものです。</p> <p>西区小新地内の案件であることから、第1地域の農地部会員、地元推進委員を交えて協議しました。</p> <p>はじめに、事務局、転用者等と時系列に対応した経過を説明します。</p>

	<p>4月28日、工事完了書の提出あり。建築物が変更になっているため調査開始</p> <p>5月21日、地元委員にこの状況を説明し、転用者への聞き取りを依頼</p> <p>5月27日、転用者から顛末書の提出あり。これによると、倉庫の建築途中に、店舗として貸してほしいとの要望があり、計画を変更したという記載がありました。</p> <p>第1地域調査委員会で協議した結果、農地法に違反する行為に該当しないと判断しました。</p> <p>なお、今後の指導として、次の内容で、指示書を送達することとしました。</p> <p>「令和2年6月25日、西区農業委員会第1地域調査委員会において、提出された顛末書をもとに協議した結果、農地法第51条第1項第4号に規定する違反転用に対する処分、「偽り、その他不正の手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」に該当しないと判断する。ただし農地転用許可を受けた後、申請書に記載された転用計画に変更が生じた場合は、事業進捗状況報告により許可権者と事業計画変更に該当するか否か協議する必要があると判断する。」</p> <p>さらに、指示事項として2点、</p> <p>「店舗に変更された後の建築確認申請の写しを提出すること」</p> <p>「農業委員会への申請に対して今後は法令順守を徹底すること」とする対応としましたので報告いたします。</p> <p>ただ今、第1地域調査委員長より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	
議 長	<p>事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>7・8月の業務日程を説明します。22ページです。</p> <p>はじめに7月の日程です。</p> <p>9日、木曜日、午後4時から、役員会を西区役所3階303会議室で開催します。役員と推進員代表の出席をお願いします。</p> <p>15日、水曜日、午後3時から、農地部会を西区役所健康センター棟1階104会議室で開催します。農地部会員、本間会長、渡部会長</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 本 間 直 一

署名委員 池 田 一 彦